

認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会
報 告 書（素案）

総務省消防庁

平成 18 年3月〇〇日

はじめに

平成18年1月8日の未明、長崎県大村市内にある認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」において、施設が全焼、死者7名、負傷者3名を出す痛ましい火災が発生し、グループホーム関係者をはじめとして社会的に大きな衝撃を与えました。

認知症高齢者グループホームは、平成12年の介護保険法の施行以来、年々急速に増加しており、今後も増加が見込まれていますが、入所者が安心して施設での共同生活を送れるようにするためには、介護サービス・居住環境の充実のみならず、防火安全面の備えもおろそかにできません。

しかし、現実には、小規模な施設が多いため消防法の規制がほとんど及んでおらず、また、夜間の職員配置が1人であるなど、十分な防火管理体制が構築されていないのが現状です。

このような施設では、ひとたび火災が発生すれば、入居者は自力で避難することが困難な場合が多く、また、夜間の避難誘導等も難しい環境におかれています。今後更に高齢化社会が進展する中、安心・安全の社会を確立するためには、このような施設の弱点を克服していかなければなりません。

消防庁においては、「認知症高齢者グループホームにおける防火安全対策検討会」を設置し、認知症高齢者グループホーム等の実態把握に努めるとともに、火災実験及び消火実験を行い、これらの施設における消防用設備等及び防火管理等の防火安全対策のあり方について調査検討を行いました。

この報告書は、これらの調査検討の結果を取りまとめ、認知症高齢者等が入所する施設における防火安全対策についての提言を行うものです。本提言が、認知症高齢者等が入所する施設の防火安全対策に寄与し、もって当該施設の入所者等の安心・安全の向上をもたらし、高齢化社会における福祉の増進に資するものとなれば幸いです。

平成18年3月

認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会

委員長 室崎 益輝

目 次

第 1 章 検討の概要

- 1. 1 検討目的
- 1. 2 検討事項
- 1. 3 検討体制
- 1. 4 検討会の検討経過等

第 2 章 認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」火災の概要等

- 2. 1 火災の概要
- 2. 2 建物の建築経過等
- 2. 3 消防隊の活動概要
- 2. 4 火災原因等の状況

第 3 章 認知症高齢者グループホームの実態

- 3. 1 認知症高齢者グループホームの法令上の位置付け
- 3. 2 認知症高齢者グループホームの施設数
- 3. 3 認知症高齢者グループホーム等の実態調査の概要

第 4 章 認知症高齢者グループホーム等における防火上の課題と講ずべき対策

- 4. 1 認知症高齢者グループホームの特性
- 4. 2 認知症高齢者グループホームの防火上の課題
- 4. 3 認知症高齢者グループホームにおいて講ずべき防火対策
- 4. 3 認知症高齢者グループホームの経済的負担を軽減する等の措置
- 4. 4 認知症高齢者グループホームと同様の火災危険性を有する施設の防火安全対策

参考資料

第1章 検討の概要

1. 1 検討目的

死者7名、負傷者3名が発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」における火災（平成18年1月8日）を踏まえ、「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」を設置し、認知症高齢者等が入所する施設における消防用設備等や防火管理等の防火安全対策のあり方について検討を行い、その対策について提言を行うことを目的とする。

1. 2 検討事項

検討会では、認知症高齢者グループホーム等に係る次の事項について、調査、検討を行うものとする。

- (1) 認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」火災の概要の把握と課題の整理
- (2) 認知症高齢者グループホーム等における消防用設備等のあり方
- (3) 認知症高齢者グループホーム等における防火管理のあり方
- (4) その他の必要な事項

1. 3 検討体制

前記（1）の検討目的を達成するために、学識経験者、行政機関、消防機関、消防関係団体及びグループホーム関係団体を代表する者等から構成される「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」を設置し、前記（2）の検討事項について検討を行った。

委員構成は次のとおりである。

認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会委員

委員長	室崎 益輝 ^{むろさき よしてる}	独立行政法人消防研究所理事長
副委員長	野村 歡 ^{のむら かん}	日本大学理工学部建築学科教授
委員	川尻 良夫 ^{かわじり よしお}	厚生労働省老健局計画課長
委員	佐々木勝則 ^{ささき かつのり}	特定非営利活動法人全国認知症グループホーム協会 常任理事
委員	佐竹 哲男 ^{さたけ てつお}	東京消防庁予防部長
委員	次郎丸誠男 ^{じろまる のぶお}	危険物保安技術協会理事長（元消防研究所所長）
委員	寺村 映 ^{てらむら あきら}	総務省消防庁予防課長
委員	長谷川 彰一 ^{はせがわ しょういち}	総務省消防庁消防・救急課長
委員	兵頭 美代子 ^{ひょうどう みよこ}	主婦連合会会長
委員	宮本 英機 ^{みやもと ひでき}	千葉市消防局予防部長
委員	山下 純治 ^{やました すみはる}	県央地域広域市町村圏組合消防本部次長
委員	山田 常圭 ^{やまだ ときよし}	独立行政法人消防研究所プロジェクト研究部長

オブザーバー

磯部 孝之 ^{いそべ たかゆき}	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室防災企画係長
川原 邦博 ^{かわはら くにひろ}	長崎県総務部危機管理・消防防災課長

事務局 消防庁予防課

実験協力 独立行政法人消防研究所

1. 4 検討会の検討経過等

<第1回 検討会>

平成18年1月19日 第1回「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」開催

【議事】

- 1 認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」火災の概要
- 2 認知症高齢者グループホーム等の実態
- 3 認知症高齢者グループホーム等の防火安全上の課題

<第2回 検討会>

平成18年2月 7日 第2回「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」開催

【議事】

- 1 認知症高齢者グループホーム等における実態調査結果
- 2 認知症高齢者グループホーム等の防火安全上の対策

<第3回 検討会>

平成18年3月 2日 第3回「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」開催

【議事】

- 1 火災実験結果
- 2 認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全上の課題と対策

<第4回 検討会>

平成18年3月15日 第4回「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」開催

【議事】

- 1 スプリンクラー消火実験結果
- 2 認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会報告書（素案）

<第5回 検討会>

平成18年3月 日 第5回「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」開催

【議事】

- 1 . . .
- 2 . . .

<火災実験>

平成18年2月28日～3月1日 ソファ（防災品・非防災品）の燃焼実験
平成18年3月13日 住宅用スプリンクラーの消火実験

第2章 認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」火災の概要等

平成18年1月8日（日）、長崎県大村市内にある認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」において発生した火災は、同施設を全焼し、死者7名、負傷者3名が発生する惨事となった。

火災の概要等については、次のとおりである。

なお、消防庁では、8日朝（鎮火直後）から、消防法第35条の3の2に基づく消防庁長官の火災原因調査を発動し、同法第35条の3の3に基づき独立行政法人消防研究所とともに、長崎県県央地域広域市町村圏組合消防本部と協力して、現地調査を実施した。

2.1 火災の概要

(1) 出火日時等

- ア 出火日時 平成18年1月8日（日）（調査中）
- イ 覚知日時 平成18年1月8日（日）2時32分
- ウ 鎮圧日時 平成18年1月8日（日）4時05分
- エ 鎮火日時 平成18年1月8日（日）5時05分

(2) 建物概要等

- ア 所在地 長崎県大村市陰平町2245-1番地
- イ 名称 グループホーム「やすらぎの里さくら館」
- ウ 構造等
 - (ア) 構造 鉄筋コンクリート造一部木造
 - (イ) 階数 平屋建て
 - (ウ) 面積 建築面積304.2m²、延べ面積279.1m²

(3) 気象状況（平成18年1月8日2時00分現在）

天候 曇り、風向 南南東、風速 1m/s、気温 0℃、湿度 81%

(4) 焼損程度等

- ア 火災種別 建物火災
- イ 焼損程度 全焼
- ウ 焼損面積 焼損床面積 279.1m²

(5) 死傷者の状況

- ア 死者 7名（入所者7名：うち男性1名、女性6名）
- イ 負傷者 3名（入所者2名、施設職員1名、合計女性3名）

2.2 建物の建築経過・使用状況等

(1) 用途

福祉施設（消防法施行令別表第一(6)項ロ）

(2) 収容人員等

- ア 収容人員
入所者9名、従業者9名、計18名（防火管理の義務なし）
- イ 火災時の在館人員
入所者9名、施設職員1名

(3) 消防用設備等の設置状況

消火器、誘導灯

- (4) 消防同意
平成15年4月7日
- (5) 着工
平成15年5月1日
- (6) 使用開始検査
平成15年8月8日（指摘事項なし）

2. 3 消防隊の活動概要

(1) 消防隊の出場状況

ア 消防本部

2時34分、一次出動	大村消防署	5台	16名
2時57分、二次出動	諫早消防署	3台	7名
支援出動	(非番者等)	5台	20名
計		13台	43名

イ 消防団	一次出動	7台	117名（3個分団）
	二次出動	3台	20名（4個分団）
	計	10台	137名（7個分団）

ウ 出場合計	23台	180名
--------	-----	------

(2) 最先着隊到着時の建物の状況

現場到着時（2時45分）、建物は、西側5か所の窓、北側（ウッドデッキ側）の開口部全体及び東側の中央（玄関）より北側の開口部から、それぞれ火炎が噴出し、南側の勝手口から黒煙が噴出

屋根は、北側（ウッドデッキ側上方）及びリビング中央付近が崩落し、炎が上方に立ち上がり、火災は最盛期の状態

(3) 消防活動

ア 消火活動

先着のタンク車からホースを延長し、直ちに建物の消火活動に当たった。

同時に、ポンプ車は、500m程度離れた公設消火栓からホースを延長し、タンク車に中継・補給した。

4時05分 火勢鎮圧、5時05分 火災鎮火

イ 人命検索

現場に先着していた警察官から「救出された負傷者4名を医療機関へ搬送したが、未だ5名が行方不明」との情報を得て、直ちに救助隊員が援護注水を受けながら、南側勝手口から屋内進入し人命検索を行ったが、屋内での生存者は確認できなかった。

火勢鎮圧に移行しつつある頃、人命検索と消火活動を行っていた隊員が、3時39分から3時55分にかけて5名の行方不明者（死亡）を発見した。

2. 4 火災原因等の状況

(1) 出火箇所

・・・

(2) 出火原因

・・・

(3) 火災発見状況

・・・

(4) 通報状況

- • •
- (5) 初期消火状況
- • •
- (6) 避難・救出状況
- • •

第3章 認知症高齢者グループホームの実態

3. 1 認知症高齢者グループホームの法令上の位置付け

認知症高齢者グループホームとは、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく「認知症対応型老人共同生活援助事業」が行われる共同生活を営むべき住居として設けられた建築物をいう。

なお、認知症高齢者グループホームは、平成12年4月1日から介護保険法（平成9年法律第123号）が施行されたことに伴い設けられるようになったものであり、比較的新しい形態の施設である。

【参考条文】

老人福祉法第5条の2第5項（定義）

この法律において、「認知症対応型老人共同生活援助事業」とは、第10条の4第1項第4号の措置に係る者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。

老人福祉法第10条の4第1項第4号（居宅における介護等）

65歳以上の者であって、認知症（介護保険法第7条第15項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第5項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

老人福祉法施行令第4条（認知症対応型老人共同生活援助事業の対象者）

法第5条の2第5項の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 法第10条の4第1項第4号の措置に係る者
- 二 介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者
- 三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第7条第15項に規定する認知症対応型共同生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

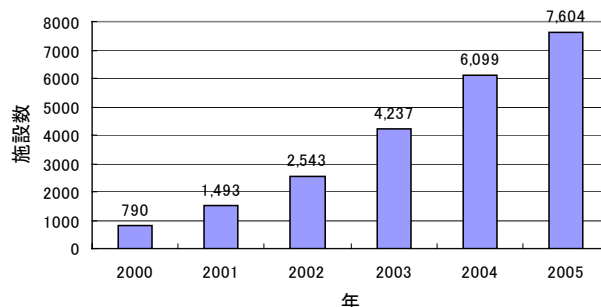
介護保険法第7条第15項（定義）

この法律において「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下「認知症」という。）であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

3. 2 認知症高齢者グループホームの施設数

独立行政法人福祉医療機構（WAM
ネット）によると、右図のとおり、認知症高齢者グループホームは年々大きく増加しており、平成17年12月末の施設数は、平成12年12月末の約10倍となっている。

認知症高齢者グループホーム施設数の推移
（毎年12月31日現在の施設数）



3. 3 認知症高齢者グループホーム等の実態調査の概要

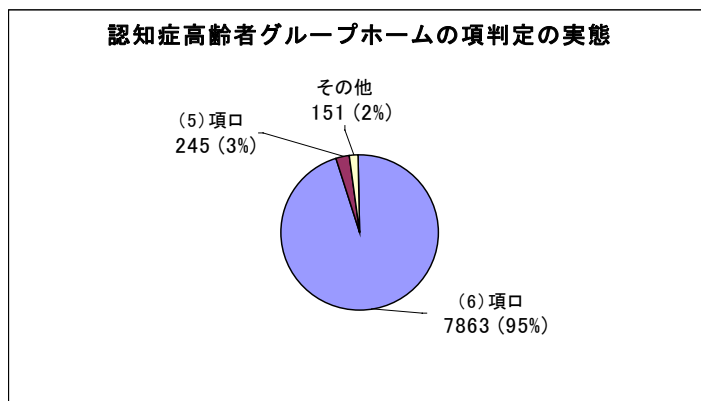
消防庁が全国の消防機関を通じて認知症高齢者グループホーム等の実態調査（平成 17 年 1 月 10 日～1 月 31 日）を行った結果によると、次のような特徴がある。

（調査対象施設数 7,963）

(1) 認知症高齢者グループホーム等に係る消防法令上の用途判定

約 95%の認知症高齢者グループホーム等が、消防法施行令別表第一(6)項口の施設（福祉施設）として判定されている。

※ なお、グラフ中の(5)項口とは共同住宅等をいい、その他は一般住宅等が該当する。

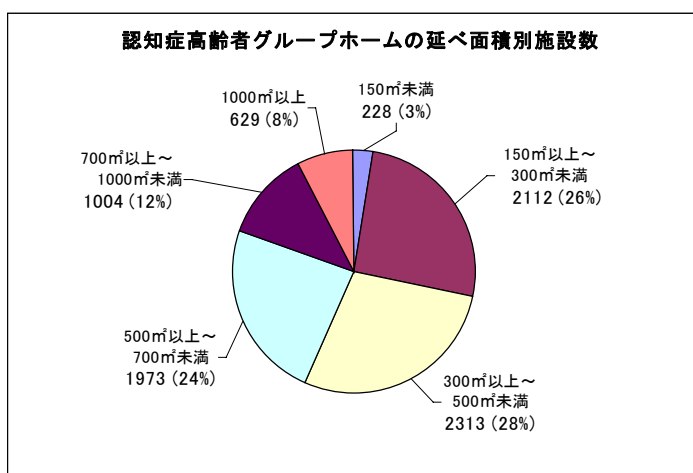


(2) 認知症高齢者グループホーム等の延べ面積別施設数

150 m²以上 300 m²未満の施設、300 m²以上 500 m²未満の施設、500 m²以上 700 m²未満の施設が、それぞれ約 25%ずつを占めている。

なお、150 m²未満の施設が 3 %程度あるほか、700 m²以上の施設が 20%程度ある。

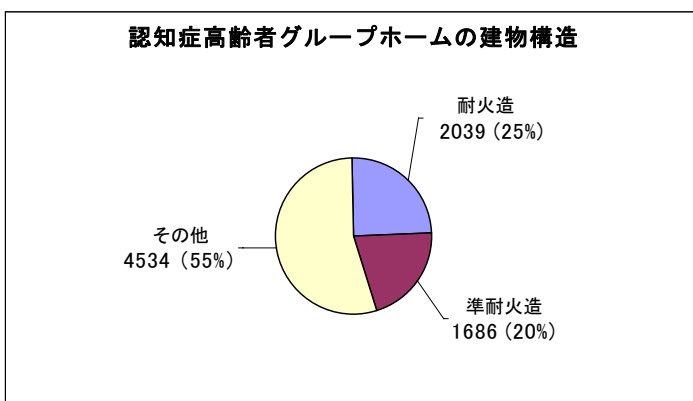
このように認知症高齢者グループホームの施設規模は、小規模なものが多くなっている。



(3) 認知症高齢者グループホーム等の建物構造

認知症高齢者グループホーム等の建物構造は、耐火造が約 25%、準耐火造が約 20%あるものの、約 55%はその他とされており、防火上弱い構造の建物が多くなっている。

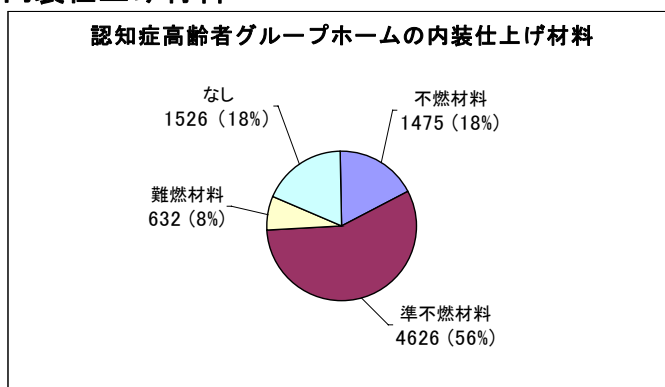
※ その他とは、木造等が該当する。



(4) 認知症高齢者グループホーム等の内装仕上り材料

認知症高齢者グループホーム等の内装仕上りは、不・難燃性の材料が約 80%を超えている。

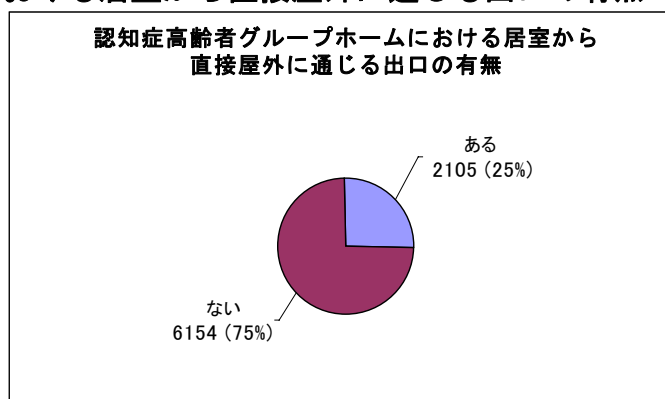
これは、建築基準法施行令第 128 条の 4 の規定により、200 ㎡以上の認知症高齢者グループホーム等を耐火建築物又は準耐火建築物外の建築物で造る場合は、少なくとも難燃材料で仕上げる必要があることによるものと考えられる。



(5) 認知症高齢者グループホーム等における居室から直接屋外に通じる出口の有無

認知症高齢者グループホーム等においては、居室から直接屋外に通じる出口がある施設は約 25%あるものの、約 75%の施設は直接屋外に通じる出口がない。

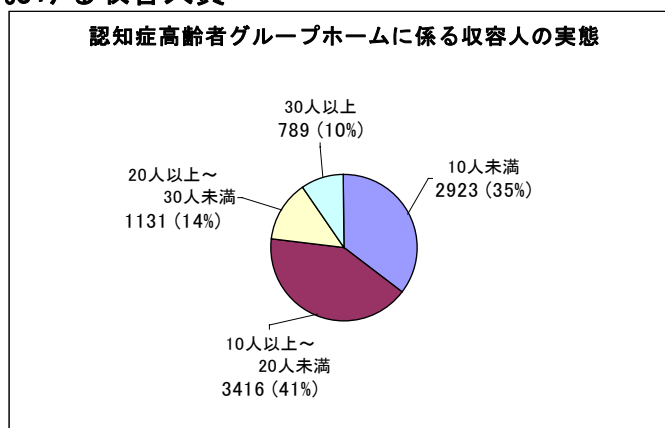
※ 直接屋外に通じる出口とは、ベランダを通じて直接避難階へ通じる出口を含み、腰壁がない掃き出し窓等の出口をいう。



(6) 認知症高齢者グループホーム等における収容人員

認知症高齢者グループホーム等における収容人員は、10 人未満が約 35%、10 人以上 20 人未満が約 41%となっており、20 人未満の施設が全体の約 76%を占めている。

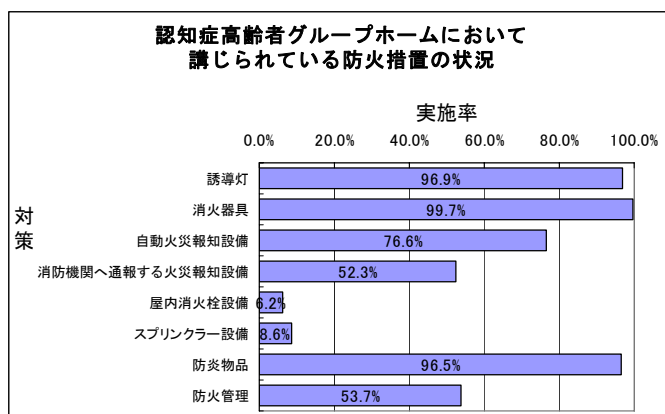
なお、30 人以上の施設は 10%程度しかない。



(7) 認知症高齢者グループホーム等において講じられている防火措置の状況

認知症高齢者グループホーム等における防火措置（任意設置を含む。）は、ほとんどの施設で誘導灯、消火器の設置及び防災物品の使用が措置され、約 74%の施設で自動火災報知設備が措置されている。

しかし、消防機関へ通報する火災報知設備と防火管理は約 50%の施設にとどまり、屋内消火栓設備やスプリンクラー設備が措置されている施設は 10%に満たない。



(8) 認知症高齢者グループホームにおける消防法違反の状況

消防機関による立入検査の結果、防災物品の使用について、比較的多くの違反が見受けられた。

項 目		違反建物数	違反率（注）
消防用設備等	誘導灯	3 2 9 件	4 . 0 %
	消火器具	1 5 7 件	1 . 9 %
	自動火災報知設備	2 3 9 件	2 . 9 %
	消防機関へ通報する火災報知設備	9 7 件	1 . 2 %
	屋内消火栓設備	3 2 件	0 . 4 %
	スプリンラー設備	1 7 件	0 . 2 %
防 炎 物 品		2 , 0 1 0 件	2 4 . 3 %
消防用設備等点検報告		2 , 0 1 7 件	2 4 . 4 %
防 火 管 理		1 , 2 6 2 件	1 5 . 3 %
上記項目のいずれか1つ以上において 消防法違反があるもの		3 , 8 6 6 件	4 6 . 8 %

（注）違反率は、建物総数（8,259）に対する該当するものの割合を示す。

第4章 認知症高齢者グループホーム等の防火上の課題と講ずべき対策

認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里 さくら館」火災と同様の惨事を起こさないようにするために、認知症高齢者グループホーム等の防火上の課題を整理するとともに、講ずべき対策について整理する。

4. 1 認知症高齢者グループホームの特性について

認知症高齢者グループホームの特性を整理すると、次のようになる。

(1) 自力避難困難者が入所している認知症高齢者グループホームにおいては、職員1人で火災時に全入所者を短時間で避難させることが困難である。

「認知症高齢者グループホーム」に入所する者の要件を整理すると、①「認知症」(脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態)であることに加え、②65歳以上で「要介護者」(平成17年4月時点の平均要介護度は2.38)である等日常生活を営むのに身体上又は精神上の理由から支障があることが挙げられる。

このことは、職員1人で火災時に全入所者を短時間で避難させることが難しいことを意味する。

(2) 認知症高齢者グループホームの建物構造は、防火上脆弱なものが多い

認知症高齢者グループホームは小規模施設が多く、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物に該当せず、木造建築物とすることが可能で、火災の延焼拡大をその部位で止める防火区画がないことが一般的である。また、内装の不燃化が図られない場合もあることから、一度火災が発生すると短時間のうちに建物が煙で汚染されたり、火炎に包まれる危険性がある。

4. 2 認知症高齢者グループホームの防火上の課題について

認知症高齢者グループホームの防火上の課題を人的要因及び施設的要因などの観点から整理すると、次のようになる。

(1) 認知症高齢者グループホームにおける出火防止・着火防止に係る課題

認知症高齢者グループホームにおける出火防止・着火防止に係る課題としては、次のものが挙げられる。なお、認知機能の低下によって、火気等の適正な管理が行えない場合には、火災危険性が増大することに留意する必要がある。

ア 入居者に喫煙する者がいると、タバコ、ライター、マッチ等の不始末により出火する可能性がある。

イ 入所者が自宅で使用していたコタツや電気カーペット等の暖房器具等を引き続き個室内で使用する可能性があるが、電気コードの接触不良やコンセントのトラッキング等により出火する可能性がある。

ウ 認知症高齢者グループホームは生活の場であり、石油系材料で作られたソファや衣類、布団等の燃えやすいものが使用されている。

(2) 認知症高齢者グループホームにおける火災の早期発見に係る課題

認知症高齢者グループホームにおける火災の早期発見に係る課題としては、次のものが挙げられる。

- ア 夜間の職員数は原則として1人であることから、職員の嗅覚、視覚、聴覚等により火災を発見しようとしても発見が遅れる可能性がある。特に、職員が離れた場所で一部の入所者の介護等に従事している場合や仮眠をとっている場合は、さらに火災に気付くのが遅れる可能性がある。
- イ 入所者が火災を早期に覚知し、職員及び他の入所者に対して情報伝達を行うことを前提として防火対策の検討を行うことは通常困難である。
- ウ 火災の早期発見に資するため、消防用設備等である「自動火災報知設備」を設置しようとする場合、一定の費用が必要となる。

(3) 認知症高齢者グループホームにおける火災時の消防機関に対する通報に係る課題

認知症高齢者グループホームにおける火災時の消防機関に対する通報に係る課題としては、次のものが挙げられる。

- ア 夜間の職員数は原則として1人であることから、火災時に初期消火・避難介助等を行っているとして消防機関に対する通報が遅れる可能性がある。
- イ 職員は火災時に消防機関に通報した際に伝えるべき内容を把握・理解していない可能性がある。特に、火災発生により、職員がパニック状態に陥ると、的確な通報を行えない可能性が高い。
- ウ 火災時に入所者が消防機関へ通報することを前提として防火対策の検討を行うことは通常困難である。
- エ 火災時に迅速に消防機関へ通報するため、消防用設備等である「消防機関へ通報する火災報知設備」を設置しようとする場合、一定の費用が必要になる。

(4) 認知症高齢者グループホームにおける初期消火・延焼拡大防止に係る課題

認知症高齢者グループホームにおける初期消火・延焼拡大防止に係る課題としては、次のものが挙げられる。

- ア 夜間の職員数は原則として1人であることから、火災時に通報・避難介助等を行っているとして初期消火ができない可能性がある。
- イ 職員は、火災の危険性や防火対策の必要性・重要性に関して必ずしも十分認識しているとは言えない場合もあり、火災時に職員が消火器の設置場所を覚えていなかったり、消火器の使用方法に習熟していない場合もあることから、有効な初期消火が行えない可能性がある。
- ウ アやイにより有効な初期消火ができない可能性があり、火災の火勢が強くなると、消火器では対応が困難となる。(消火器の場合、炎が天井面に到達すると消火できないとされており、消火器による確実な消火を期待できるのは炎の高さが1mから1.5m程度までである。)
- エ アからウに加えて、石油系材料で作られたソファや衣類、布団等が使用されているため、延焼拡大速度が速く、極めて短時間で火災規模が大きくなってしまいう他、消火の困難性も高まるため、初期消火に失敗する可能性が高い。
- オ 火災時に入所者が初期消火を行うことを前提として防火対策の検討を行うことは通常困難である。
- カ 初期消火に資するため、消防用設備等である「スプリンクラー設備」を設置しようとする場合、一定の費用が必要になる。

(5) 認知症高齢者グループホームにおける避難に係る課題

認知症高齢者グループホームにおける避難に係る課題としては、次のものが挙げられる。

- ア 入所者が認知症高齢者であることを踏まえると、火災時に避難が困難になる前に入所者を全員避難させることは難しい場合が多い。
- イ 夜間に火災が発生すると、1人の職員で全入所者の避難介助を行う必要があるが、どのように入所者の避難介助を行うことが最も短時間で1人でも多くの入所者を屋外の安全な場所に避難させる方法かについて、職員に十分認識されていない場合がある。
- ウ 各個室の窓に腰壁があり入所者が容易に個室の外に出ることが難しい構造となっている場合や、職員が入所者等の出入管理を行うことができる玄関以外の出入口は施錠されている場合などがあるが、このような場合には、火災時に入所者が容易に屋外に避難できない危険性がある。
- エ 周辺に民家や他の施設等がない場合もあり、このような場合には、非常時に近隣の援助が得られない危険性がある。

(6) 認知症高齢者グループホームにおける教育・訓練等防火管理に係る課題

認知症高齢者グループホームにおける教育・訓練等防火管理に係る課題としては、次のものが挙げられる。

- ア 職員が、防火管理講習や防火教育・訓練を受けていないと、火災時に迅速かつ的確な応急対応を講ずることが難しい。
- イ 定期的な消防訓練等が行われておらず、職員が設置されている消防用設備等の使用方法や有効な通報・避難の方法を理解していない場合がある。
- ウ 喫煙等の制限を行っている場合であっても、それが徹底されていない可能性がある。
- エ 収容人員が30人未満では防火管理者を選任する義務は課されていないため、有効な防火管理体制の確立が進まない状況にある。

(7) 認知症高齢者グループホームにおける用途の判定に係る課題

認知症高齢者グループホームについては概ね福祉施設として消防法令の規定が適用されているところであるが、共同住宅を改修した小規模なものについて、一部共同住宅とされている実態がある。しかしながら、避難困難な者が入所しており防火安全対策を講ずる必要性が高いことにかんがみ、福祉施設として消防法令が適用されることを明確化する必要がある。

4. 3 認知症高齢者グループホームにおいて講ずべき防火対策について

2で整理した認知症高齢者グループホームの防火上の課題を踏まえると、「認知症高齢者グループホーム」は、消防法令上、福祉施設であって自力避難困難な者が入所するものと基本的に同じ特性を有していることを前提に取り扱うことが適当であるが、その上で講ずべき防火対策の基本的な考え方を整理すると、次のようになる。

【認知症高齢者グループホームにおいて講ずべき防火対策の基本的な考え方】

- (1) 認知症高齢者グループホームの入所者は、認知症であるとともに要介護者を含む高齢者であり、火災時に全入所者が短時間で避難することが困難であることから、火災の早期発見及び迅速な消防機関への通報が必要とされるのと同時に、初期消火及び火災拡大防止についても、管理者に対して徹底していく必要があるのではないかな。
- (2) 認知症高齢者グループホームは、認知症の進行防止を図るとともにその回復を目指す施設であることから、それまで自宅で使用していた物を引き続き使用し、生活環境が急激に変化しないようにすることに配慮し、衣類、寝具類等の一定の個人所有物品の持込みは認めるべきではないかな。

上記の基本方針を踏まえると、認知症高齢者グループホーム等の防火安全性を確保するために講ずべき防火対策としては次のものが挙げられる。

なお、就寝を伴わず通所サービスのみを提供する施設や、自宅等において家族が日常生活の面倒を見て一定時間の介護サービスを受ける場合は検討の対象から除いた。

(1) 出火原因となる火気の使用又は取扱いの適切な管理等

認知症高齢者グループホームにおける出火の原因としては、主として、喫煙、調理器具・暖房器具の使用などの火気の使用又は取扱いが考えられる。

喫煙については、できる限り日常生活に近い環境で認知症の回復を促すという認知症高齢者グループホーム制度の趣旨にかんがみれば、嗜好を規制することとなる禁煙を強要することは困難であるが、共用室等の一定の場所で喫煙を行う等の一定の管理を行うこととするとともに、その実効性を確保するような管理体制を構築することが必要ではないかな。

また、共用で用いる調理器具・暖房器具のうち裸火を用いたり、表示面温度が高くなるものの使用は、職員に限るか又は職員が立ち会う時に限るとともに、個人持込みの暖房器具については、同様の認知症高齢者グループホーム制度の趣旨から、使い慣れたものを使用させるべきという議論もあるが、経年劣化や不適切な使用方法による出火が起きないように十分に留意する必要がある。

なお、これらの火気の管理については、その意義を理解し適切に実施するため、後述するように消防法第8条に定める防火管理者を定め、火気の使用又は取扱いに関する監督その他防火管理上必要な業務を行わせるようにしなければならないのではないかな。

さらに、火災の延焼拡大を防止するためには、共用室の収容物には防火性能を有したものを使用することが望まれるのではないかな。

(2) 火災を早期に感知し、在館者に報知する自動火災報知設備の設置

認知症高齢者グループホームは小規模の木造建築物であることが多いことから、万が一火災が発生した場合は、短時間で火災が拡大する可能性があり、一刻も早く応急対応を講ずる必要があるが、火災に伴って発生する煙、音、光のみに頼ると応急対応に遅れを来す懸念がある。したがって、火災による温度上昇や煙を自動的に感知し、火

災の初期段階で職員及び入所者に対して火災警報を発する自動火災報知設備を設置すべきではないか。

なお、対象物全体の規模が小さいことや各居室があまり広くないこと等認知症高齢者グループホームの特性を考慮すれば、自動火災報知設備に代えて住宅用火災警報器を活用することも考えられる。この場合出火室で住宅用火災警報器等が火災警報を発しても、出火室の扉が閉め切られていたり、他の在館者がテレビ等を見ていると火災警報音が聞こえない場合もありうることから、自動火災報知設備と同等の防火安全性を確保するため、住宅用火災警報器の火災信号が移報され、廊下や職員事務室でも火災警報音が鳴動するシステムとすることを前提に認めるべきである。

(3) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置

認知症高齢者グループホームにおける夜間の職員数が原則として1人であることを踏まえると、火災時において職員は初期消火又は避難介助に専念すべきであり、また通常の電話を使用して消防機関に通報した場合は、電話の操作や所在地等火災に関する情報の伝達に時間を要するという問題点がある。そのため、認知症高齢者グループホームには、短時間で通報を行うことができる消防機関へ通報する火災報知設備を設置し、押しボタン又は自動火災報知設備（自動火災報知設備に代えて住宅用火災警報器等を用いたシステムを設置する場合は、住宅用火災警報器等）の作動と連動して火災発生後迅速に消防機関へ火災を通報できるようにする必要があるのではないかと。

(4) 個室及び共用室に対する住宅用スプリンクラー設備の設置等

「やすらぎの里 さくら館」の火災からもわかるように認知症高齢者グループホームで夜間に火災が発生した場合、1人の職員では、短時間に全入所者を屋外に避難させることが難しいことから認知症高齢者グループホームには火災時の熱により自動的に放水することができるスプリンクラー設備を設置すべきであるが、収容物が一般住宅と同程度であること、各居室も一般住宅と同程度の面積を有すること等の認知症高齢者グループホームの特性を考慮すれば、一定の防火安全性能が認められる範囲で、スプリンクラー設備に代えて水道の水圧により火災時に自動的に放水することができる住宅用スプリンクラー設備を設置することができるのではないかと。

なお、一定の面積以下に防火区画を形成することができ、出火区画内の入所者が短時間で当該防火区画外に容易に避難できる場合には、その構造をもってスプリンクラー設備や住宅用スプリンクラー設備の設置を行わないことができるものとする。

また、今回の検討にあたり実施した実態調査（「認知症高齢者グループホーム等に係る実態調査について」平成18年1月11日消防予第10号）の結果から、一部の認知症高齢者グループホーム（24施設／7963施設）には消火器が設置されていなかったことがわかったが、消火器は火災の初期の段階における消火に対し非常に効果的であり、また、消火器を含めた消火設備が全く設置されていない場合は、いくら火災を早く覚知することができてもその拡大を抑えることができないという問題点があるため、認知症グループホームには必ず消火器を設置する必要があるのではないかと。

(5) 防火管理者の選任を義務づける対象の拡大

① 防火管理者の選任等の防火安全対策

認知症高齢者グループホームの職員については、火災時における消防機関への通報、消火器等の設置場所や使用方法に熟知していない、最も短期間で1人でも多くの入所者を安全な場所に避難させる方法について十分認識していない等、火災の危険性、防火安全対策の必要性・重要性に関する認識が十分とは言えない場合がある。また、(1)

で述べたとおり、日常的な火気の使用又は取扱いの管理を実施すること、及び（２）から（４）までに述べた自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、住宅用スプリンクラー設備等の消防用設備等についても日常的に点検を行うこと等が必要である。

このため、現在収容人員 30 人以上の認知症高齢者グループホームは消防法第 8 条に基づく防火管理者の選任及び防火管理業務の実施義務について、この対象を広げる必要があるのではないかと。

その際、「認知症高齢者グループホームにおいては介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）第 157 条から第 159 条までの規定により、入居定員は 5 人以上とすることと、入居者 3 人又は端数ごとに 1 人の従業員を置く必要があることから、入居定員を下限の 5 人とした場合の従業員数は通常 2 人、入居者・従業員の合計である収容人員は 7 人となる。したがって、収容人員 7 人以上の認知症高齢者グループホームについては消防法第 8 条に基づく防火管理者の選任及び防火管理上業務の実施義務を課すべきではないかと。

② 消防計画に定める教育・訓練等防火管理上必要な業務

①で述べたとおり、消防法第 8 条に基づく防火管理を義務づけることにより、防火に関する知識・技術を修得した防火管理者が選任され、当該防火管理者により防火に関する行動計画書（対応マニュアル）である「消防計画」が作成されることとなる。消防計画に定める事項は消防法施行規則第 3 条に規定されているが、例えば次のものが挙げられる。

ア 防火対象物の火災予防上の自主検査に関すること。

イ 消防用設備等の点検及び整備に関すること。

ウ 防火上必要な教育に関すること。

エ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

オ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

消防計画は、防火管理者に限らず認知症高齢者グループホームの職員全体が行うべき防火上必要な教育、消火等の訓練の実施、消防設備等の点検及び整備、火気の管理等について作成することから、全ての職員について防火安全対策についての意識も高めることができる。また、消火、避難等の訓練を少なくとも年 2 回以上実施することが義務づけられ、繰り返し実施することとなる。

なお、消防計画と基準第 173 条で準用する第 103 条に規定される「非常災害に関する具体的な計画」と整合性をとることに留意する必要があるのではないかと（例えば、消防計画を作成した場合は「非常災害計画」に代替することができることを規定するなど）。

4. 4 認知症高齢者グループホームの経済的負担を軽減する等の措置

ア 事業主にとって過大な経済的負担とならないように一定の性能を確保しつつ安価なシステムが構築できるように努力する必要がある。

イ 既存の認知症高齢者グループホームでは、可能な限り速やかに防火安全対策を講じることが望ましいが、建築物の改築を要する場合も考えられること、経済的にも相当の負担であることに配慮し、新たに防火安全対策を講じるようにするまでには少なくとも 5 年程度の猶予期限が必要である。

4. 5 認知症高齢者グループホームと同様の火災危険性を有する施設の防

火安全対策

認知症高齢者グループホームと同様に、自力避難が困難な者の就寝についても認める業務形態を有する施設については、認知症高齢者グループホームと同様の防火安全対策を講ずる必要があるのではないか。